

令和6年度信用保証料助成事業に係る助成金交付要綱

一般社団法人東京都トラック協会

令和6年4月1日 制定

(目的)

第1条

この要綱は、一般社団法人東京都トラック協会（以下「協会」という）の会員事業者が、東京都の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的とした東京都等が定めるセーフティネット制度融資にかかる信用保証協会保証、国が定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」）の認定を受けた融資にかかる信用保証協会保証、または、「激甚災害」として指定された「東日本大震災」に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資等にかかる信用保証協会保証を得る場合、信用保証協会に支払う保証料の一部を協会から助成することとし、会員事業者の経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条

本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「金融機関」とは、東京都の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資を取り扱う金融機関、信用保証協会が国の定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」）の認定を受けた融資を取り扱う金融機関、「激甚災害」として指定された「東日本大震災」に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資等を取り扱う金融機関をいう。
- (2) 「融資」とは、会員事業者が前項で定める金融機関から受ける、東京都の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資、国の定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」）融資、または、「激甚災害」として指定された「東日本大震災」に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資等をいう。
- (3) 「激甚災害」とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき指定された東日本大震災等による災害をいう。

- (4) 「保証料」とは、信用保証協会の定めるところにより算定され、会員事業者から信用保証協会に支払われた信用保証料をいう。

(事業期間)

第3条

本要綱に定める助成事業期間は、令和7（2025）年2月28日までの保証料の支払に対する事業とする。

(助成金の金額)

第4条

- (1) 助成金額は、会員事業者が金融機関から融資を受けるために信用保証協会の信用保証を得るために支払われた保証料の2分の1の額とする。ただし、1事業者あたりの額が20万円を超えるときは20万円を限度とし、令和7（2025）年2月28日までの保証料の支払について20万円に達するまで再助成することができる。

また、「災害関係保証」（東日本大震災に係る保証）または「東日本大震災復興緊急保証」の認定を受けた融資にかかる保証料に対する助成金は、1事業者当たりの助成額の限度を40万円とし、限度額に達するまで助成金の再助成を認めるものとする。ただし、1事業者当たりの助成額の限度は40万円を超えないものとする。

(助成金の交付申請)

第5条

- (1) 会員事業者は信用保証協会に保証料の支払を行った場合には、当該保証料の2分の1（その額が20万円を超えるときは20万円）を協会に申請することができる。

ただし、「災害関係保証」（東日本大震災に係る保証）または「東日本大震災復興緊急保証」の認定を受けた融資の場合は、40万円を限度として申請することができる。

- (2) 前項の申請は別紙様式の「信用保証協会保証料助成申請書」により行うものとする。その際、信用保証料計算書となる「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」および「セーフティネット保証に係る認定書」（セーフティネット保証の場合）の写しを添付しなければならない。

ただし、「災害関係保証」（東日本大震災に係る保証）または「東日本大震災復興緊急保証」の認定を受けた融資の場合は、信用保証料計算書となる「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」および区市町村長等からの「り災証明書」もしくは区市町村長が発行する「認定書」等の写しなどを添付しなければならない。

(3) 助成金の交付申請は随時行うことができる。

ただし、最終申請期限は令和7（2025）年3月1日とする。

(助成金の交付)

第6条

協会は前条による助成金の交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定して会員事業者に交付するものとする。

(助成金の返納)

第7条

- (1) 当該助成金の交付を受けた会員事業者は融資の繰上償還を行った場合等で保証料の返還を受けた場合には、その日から14日以内に協会にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返納を行わなければならない。
- (2) 協会は会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

(報告の義務)

第8条

助成金の交付を受ける会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所定の報告を行わなければならない。

(その他)

第9条

この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

(附則)

この要綱は令和6（2024）年4月1日から施行し、令和6（2024）年4月1日以降の保証料支払分から適用する。

ただし、令和6（2024）年1月以降、事業期間開始までの借入に対する保証料についても審査のうえ助成する。